

総務省「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための
応援職員の派遣の在り方に関する研究会(第1回)資料」

平成28年熊本地震に係る 応援活動等について

九州地方知事会事務局（大分県）
平成29年3月29日

熊本地震に係る広域応援検証・評価の経緯及び今後の流れ

「熊本地震に係る広域応援検証・評価チーム」(九州地方知事会)の評価・検証の経緯

発災から40日後の平成28年5月25、26日に開催した九州地方知事会議及び九州地域戦略会議において、検証・評価の実施を決定。その後、実務レベルの評価・検証チームを立ち上げ、計3回の会議を開催。

この間、内閣府防災や関西広域連合、九州市長会等へのヒアリング調査も随時実施するなど、関係機関との調整や知見の集約を行った。(今後、第4回の検討会議を開催し、最終報告書案を取りまとめる予定)

- | | |
|-----------------|---|
| 平成28年9月5日 | 検証・評価チームによる検討会議〔第1回〕(於：大分県大分市) 【検討事項】 ①全般的事項、②人的支援 |
| 平成28年9月30日 | 検証・評価チームによる検討会議〔第2回〕(於：熊本県熊本市) 【検討事項】 ③物的支援、④インフラ整備、⑤避難者支援 等 |
| 平成28年10月24日・25日 | 第148回九州地方知事会議、第30回九州地域戦略会議(於：沖縄県名護市) ◎ 中間報告 |
| 平成29年1月18日 | 検証・評価チームによる検討会議〔第3回〕(於：福岡県福岡市) 【検討事項】 最終報告の方向性についての意見交換 |
| 平成29年5月～6月 | 第149回九州地方知事会議、第31回九州地域戦略会議(於：鹿児島県) ◎ 最終報告(予定) |



第148回
九州地方知事会議



検証・評価チーム会議

熊本地震における市町村支援を踏まえて

【熊本地震の支援状況】

平成28年熊本地震では、熊本県及び被災市町村に対し「九州・山口9県災害時応援協定」をベースとして、関西広域連合、全国知事会をはじめとする地方三団体や総務省等との連携により、カウンターパート方式を基本とする支援を実施。関係団体の協力を得て、円滑に支援を行うことができた。

また、カウンターパート方式による短期派遣に当たり、応援する県は県内市町村と連携し、状況変化に機動的に対応した。中長期派遣を含め、発災後1県5市10町村に延べ100,310人の職員を派遣(3/21現在)。

【課題提起】

- ① 各自治体間協定、ブロック間協定や全国的な協定等の様々な応援協定がある中で、国、県、市町村等が迅速に被災自治体に対し支援できる枠組を構築する必要はないか。
 - ・ 今回の地震では、県と市町村間に共同支援に関する取り決めがない中で支援が行われた。
 - ・ 指定都市会の職員派遣についても併せて検討する必要。

【対応案】

- ① 国、県、政令市を含めた市町村が、円滑に支援できるよう応援職員の派遣に向けたルールづくり

熊本地震における市町村支援を踏まえて

【熊本地震の状況】

九州・山口各県が、被災した市町村にカウンターパート方式による支援を開始した際には、被災市町村の危機管理体制を含む行政機能が著しく低下してる状況。また、応援職員の受入や活用の準備（BCP等）が被災市町村でできておらず、応援職員の能力を十分に活用できない状況も見られた。

【課題提起】


発災直後に被災市町村の機能が著しく低下したことを踏まえ、特に、初期段階の体制確保について検討する必要があるのではないか。



【対応案】

- ① 市町村における受援計画の策定等、受け入れ体制の早期整備
- ② 応援自治体における派遣人材の育成と派遣チームのリストアアップ・準備

カウンターパートは、応援県が被災市町村等を責任をもって、継続的に支援するもの

- 
- ① 被災市町村や派遣している職員からダイレクトに情報収集することが可能
 - ② 職員派遣を計画的に準備することができ、さらに状況変化に応じた弾力的な派遣も可能
 - ③ 従前からの課題や直近の情報を把握することで、派遣する職員に対し事前に指示を出す等、適切な支援を行うことが可能

被災地の状況変化に応じて、迅速かつきめ細やかで、的確な支援が可能。

①被災県(市町村)に対する人的支援の円滑化

【課題等】

- ・県内市町村に職員派遣要請をした際に、派遣の根拠や経費負担について、事前の取り決めがなかったため、スムーズに派遣職員数を確保できなかった事例があった。
- ・市長会や町村会からの派遣要請に備え、県からの派遣要請に対し対応を保留する事例があった。
- ・九州・山口9県災害時応援協定では、応援に要した費用は原則として被災県負担となっているが、短期派遣に要した経費については、財政措置が応援県側に講じられることになっており、協定と齟齬が生じている。(災害救助法対象経費は被災県に措置される。)

【中間報告書における対応案・改善の方向性】

- ・各県が市町村に協力要請する根拠の明確化
- ・九州市長会等ルートとの調整



【最終報告に向けた取組状況等】

- ・九州市長会等との連携・役割分担等について協議中
(内閣総理大臣による応援要求(災害対策基本法第74条の2)がない場合にも、市町村への応援要求ができるようにする等の制度改正要望も検討)
- ・職員派遣・物的支援に対する国の財政措置について要望

②短期（応急対応）派遣時の役割分担のあり方

【課題等】

- ・被災市町村は内部調整機能が働かない状況であった。
- ・被災地での意思決定主体が明確でなかった。

【中間報告書における対応案・改善の方向性】

- ・受援側と応援側の役割分担を整理した上で、時系列で応援が必要な業務の洗い出しを行い、各県で共有。受援・応援体制を強化する際は、受援側・応援側ともに、責任を持った判断のできるリーダーを明確にする。



【最終報告に向けた取組状況等】

- ・意思決定は、被災県、被災市町村、応援担当県の三者協議を原則とするが、被災県を除く協議で決定することも可能とする。
- ・協議を行う者には、課長級以上の職員や受援・受援の調整経験を有する職員など、責任を持って判断することができる者を当てる。

參考資料

九州地方知事会の取組

- **九州・山口9県災害時応援協定**（平成23年10月31日締結）

九州・山口9県被災地支援対策本部（本部長；九州地方知事会長）を常設し、災害対策基本法に規定する災害等が発生し、被災県独自では十分に災害応急や災害復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、被災県からの応援要請により、九州・山口9県が効率的かつ効果的に応援を行う。

- **関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定**（平成23年10月31日締結）

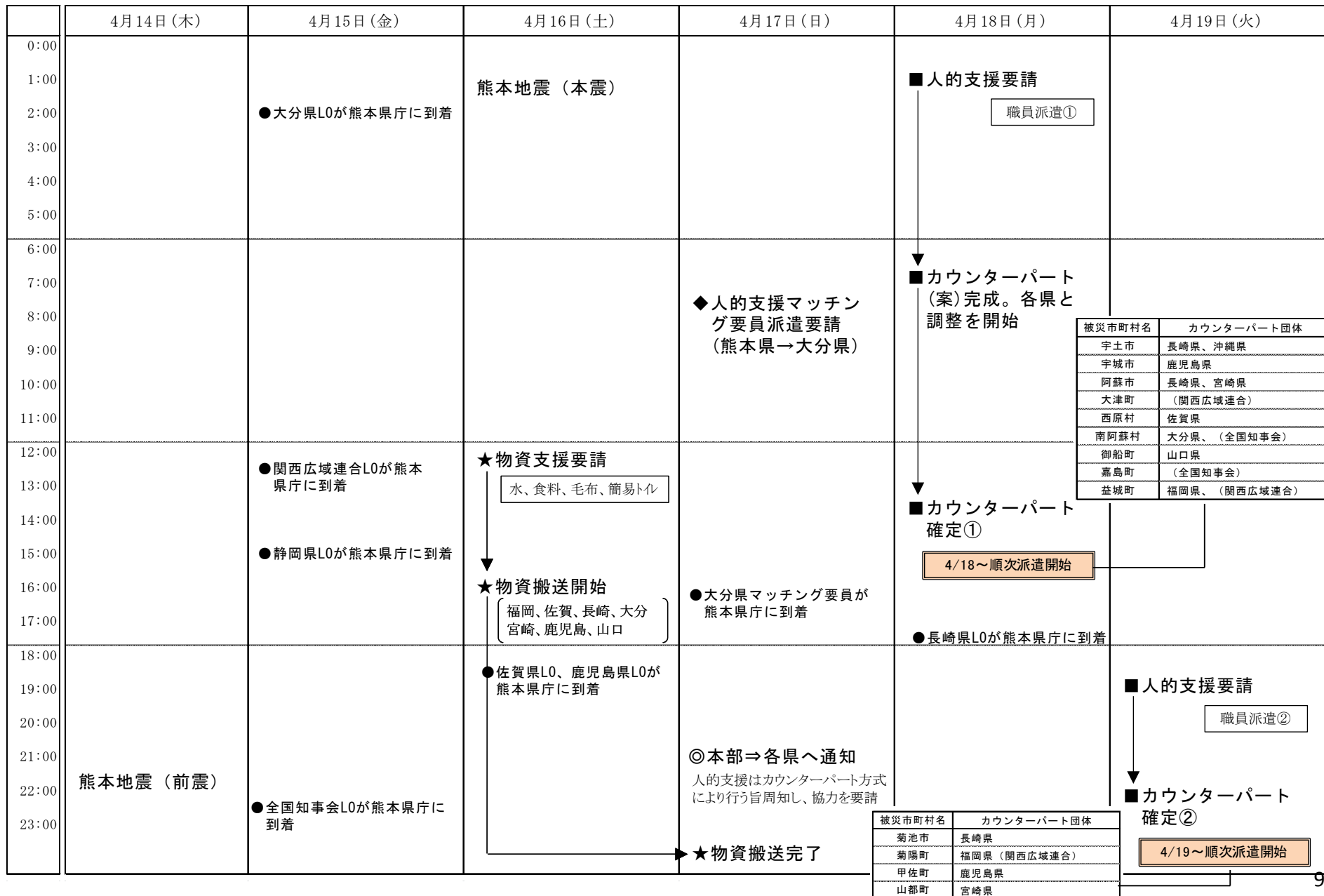
関西広域連合及び九州地方知事会を構成するいずれかの府県において、大規模な災害等が発生し、被災した連合組織の府県だけでは十分な災害対策等の応援ができないときに、相手の連合組織の構成府県の応援を受けることにより、被災府県における災害対策等を迅速かつ円滑に実施する。

- **全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定**

（平成24年5月18日締結）

災害対策基本法の規定に基づき、地震等による大規模災害等が発生した場合において、各ブロック知事会で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県の要請に基づき、全国知事会の要請の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行する。

九州・山口被災地支援対策本部の主な動き



物的支援について

- 4月16日(土)11時55分 熊本県より支援要請(水、食料、毛布、簡易トイレ)
- 4月20日(水)18時30分 熊本県より支援要請(ブルーシート)

| | 第1弾要請 | | | | | 第2弾要請 | | |
|-----------|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------------|-------------|-------------|
| | 飲料水 | アルファ米 | 保存用パン | 毛布 | 簡易トイレ | ビニールシート (ブルーシート) | タオル | 大人用 紙おむつ |
| 福岡県 | — | — | 22,460食 | 3,100枚 | 1,200個 | 1,010枚 | 300枚 | 400枚 |
| 佐賀県 | 6,000本 (0.5L) | 5,000食 | 2,000食 | 4,000枚 | 500個 | 300枚 | — | — |
| 長崎県 | 3,156本 (2.0L) | 2,400食 | 1,896食 | 3,300枚 | 11,000個 | 560枚 | — | — |
| 大分県 | 5,000本 (2.0L) | — | — | 6,000枚 | — | — | — | — |
| 宮崎県 | 2,148本 (2.0L) | 5,000食 | — | — | 4,000個 | 1,020枚 | — | — |
| 鹿児島県 | 4,000本 (0.5L) | 6,000食 | 600食 | 500枚 | 2,000個 | — | — | — |
| (鹿児島市) | 2,000本 (1.5L) | 1,200食 | 1,200食 | — | 8,000個 | — | — | — |
| 山口県 | — | — | — | 5,909枚 | — | 1,096枚 | — | — |
| 関西広域連合 | — | — | — | — | — | 1,600枚 | — | — |
| 合計 | 28,608L | 19,600食 | 28,156食 | 22,809枚 | 26,700個 | 5,586枚 | 300枚 | 400枚 |

※「九州・山口9県災害時応援協定」並びに「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、事務局より各県・団体に支援要請をしたものを記載。(内閣府等からの支援要請は含まれていない。)

※鹿児島市の物資は、鹿児島県手配のトラックに混載して熊本県に供給したことにより記載。

応援活動（人的支援）について

**九州各県、関西広域連合や全国知事会と連携し、
1県5市10町村へ、延べ100,310人の職員を派遣**

ピーク時
721人/日（5月9日）

熊本県庁

福岡県(4525)、佐賀県(1886)、長崎県(2086)、大分県(2164)、宮崎県(2096)、鹿児島県(2174)、沖縄県(570)、山口県(975)、福島県(75)、静岡県(70)、関西広域連合(184)、全国知事会(7880)

熊本市 ⇔ 福岡県(1102)、長崎県(606)、宮崎県(294)、鹿児島県(477)、沖縄県(61)、全国知事会(5508)

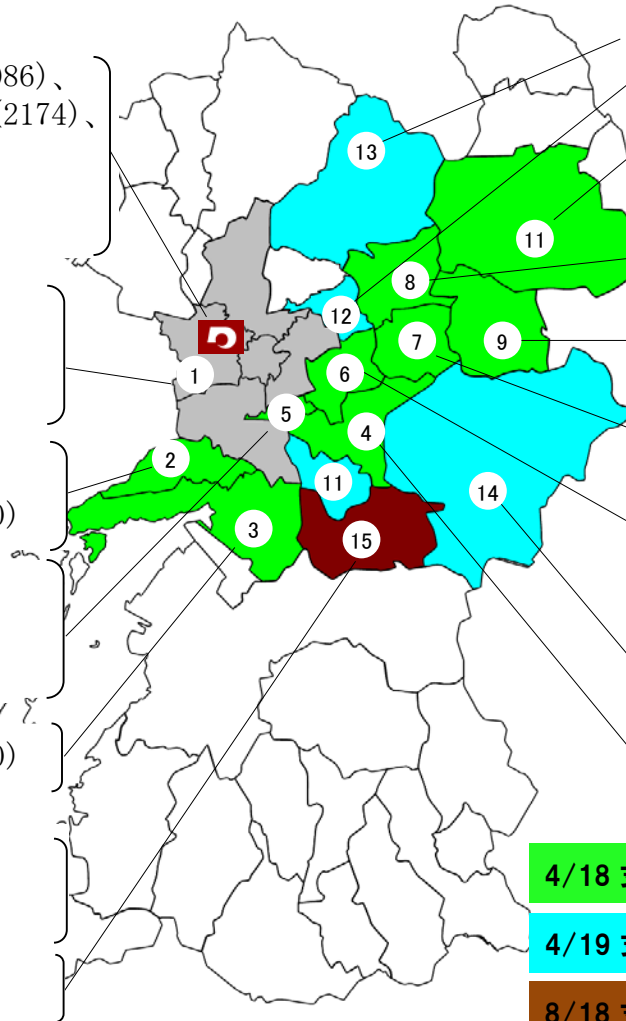
宇土市 ⇔ 長崎県(3480)、鹿児島県(264)、沖縄県(977)、全国知事会(1,120)

嘉島町 ⇔ 福岡県(202)、佐賀県(264)、福島県(398)、静岡県(1566)、全国知事会(212)

宇城市 ⇔ 鹿児島県(3639)、全国知事会(80)

甲佐町 ⇔ 宮崎県(123)、鹿児島県(3035)、全国知事会(435)

美里町 ⇔ 宮崎県(172)



菊池市 ⇔ 長崎県(837)

菊陽町 ⇔ 福岡県(529)、関西広域連合(158)

阿蘇市 ⇔ 福岡県(202)、長崎県(582)、宮崎県(1761)

大津町 ⇔ 関西広域連合(1180)、全国知事会(360)

南阿蘇村 ⇔ 大分県(5376)、長崎県(584)、全国知事会(3615)

西原村 ⇔ 佐賀県(5012)、宮崎県(261)、鹿児島県(124)、全国知事会(707)

益城町 ⇔ 福岡県(8895)、佐賀県(233)、宮崎県(1257)、鹿児島県(681)、関西広域連合(5901)、全国知事会(5123)

山都町 ⇔ 宮崎県(113)、全国知事会(65)

御船町 ⇔ 山口県(5107)、鹿児島県(317)、全国知事会(2630)

4/18 支援要請 ⇒ 4/18～ 順次派遣開始

4/19 支援要請 ⇒ 4/19～ 順次派遣開始

8/18 支援要請 ⇒ 10/1～ 順次派遣開始

※短期派遣=47,138人、中長期派遣=53,172人(平成29年3月21日現在) ※熊本市へは政令市長会等が短期派遣を実施

応急対策フェーズ

6月末まで

ニーズ変化に対応
した円滑な移行

《期間》

○短期 ※応援協定に基づく派遣

《派遣方式》

○応援協定に基づくカウンターパート方式
(九州・山口各県以外に全国知事会等にも派遣要請)

《業務》

○リエゾン派遣、避難所運営、物資仕分け、ボランティア対応 等
(事務系職員による対応が可能(専門的技術不要)な業務が多い)

復旧・復興フェーズ

7月から本格化

《期間》

○中長期(28年度末まで) ※自治法に基づく派遣

《派遣方式》

○九州・山口各県で調整して対応 ※カウンターパート実績を考慮
(九州・山口各県で対応できない場合は、全国知事会等に派遣要請)

《業務》

○インフラ復旧業務(道路、橋梁、河川・砂防、農地・農業用施設等) 等
(技術系職員による専門的技術が必要)
(水道関係業務等、市町村職員が適している業務もある)

○「九州・山口災害時愛護動物救護応援協定(平成25年10月22日締結)」に係る行政獣医師の派遣

- ・九州地区獣医師会連合会の協力のもと、各県等から行政獣医師を派遣し、避難所に同行避難した愛護動物の飼育状況を把握し、アドバイス等の活動に従事

○保健師の派遣

- ・厚生労働省の調整により、各県等から保健師を派遣し、避難所での被災者の健康状況を把握するとともに、健康相談活動や心のケア対策等の活動に従事

○応急危険度判定士の派遣

- ・全国被災建築物応急危険度判定協議会の九州ブロック幹事県である福岡県が、国土交通省に応急危険度判定士の派遣要請を行い、九州ブロックをはじめとした地域から派遣された応急危険度判定士が判定業務に従事

○ボランティアセンターの設置・運営

- ・全国社会福祉協議会の九州ブロック幹事を務める長崎県からの要請により、各県社会福祉協議会が、熊本県の意向を踏まえ、被災市町村のボランティアセンターの設置及び運営を支援

○水道技術者等の派遣

- ・日本水道協会の呼びかけで、関係地方公共団体や民間企業が連携し、給水車や職員、漏水修理業者等を派遣し、水道復旧の業務等に従事